

令和5年10月18日

各県石油商業組合
石油商業協同組合 御中

公正取引委員会事務総局
経済取引局取引部取引企画課

燃料油価格激変緩和対策事業に基づく補助額支給の延長に伴う独占禁止法上の不当廉売の未然防止について（お知らせ）

公正取引委員会では、ガソリン等販売業における公正な競争を確保するため、「ガソリン等の流通における不当廉売、差別対価等への対応について」を策定し、違反行為の未然防止を図るとともに、個別の事案に対して迅速・厳正に対処してきているところですが、燃料油価格激変緩和対策事業に基づく補助額支給の延長を受け、一定期間中、不当廉売に関して注意を受けた事業者に対して、別紙のとおり、注意喚起のための文書を送付しました。

本取組については、補助額支給の延長に伴い、今後、補助額を含めた実質的な卸価格は、徐々に低下していくことが想定されますが、そうした状況の下、また、将来的に上記措置が廃止・縮小されることが見込まれる状況になった場合においても、引き続き、卸価格及び適切な供給に要する費用を反映した小売価格を設定する必要があるため、不当廉売の未然防止のために送付したものです。

令和5年9月26日

事業者各位

公正取引委員会事務総局
経済取引局取引部取引企画課
課長 西川 康一

燃料油価格激変緩和対策事業に基づく補助額支給の延長に伴う独占禁止法上の不当廉売の未然防止について（依頼）

公正取引委員会では、ガソリン等販売業における公正な競争を確保するため、「ガソリン等の流通における不当廉売、差別対価等への対応について」（以下「ガソリン不当廉売ガイドライン」という。）を策定し、違反行為の未然防止を図るとともに、個別の事案に対して迅速・厳正に対処してきているところです。

現在、資源エネルギー庁において取り組んでいる燃料油価格激変緩和対策事業については、9月7日から新たな措置を発動し、まずはこれを年内まで実施することとされています。同事業に基づく補助額支給の延長に伴い、今後、補助額を含めた実質的な卸価格は、徐々に低下していくことが想定されますが、そうした状況の下、また、将来的に上記措置が廃止・縮小されることが見込まれる状況になった場合においても、引き続き、卸価格及び適切な供給に要する費用を反映した小売価格を設定する必要があります。

当委員会においては、ガソリン不当廉売ガイドラインを踏まえてガソリン等販売業者による不当廉売等に対応していくこととしているところ、最近、不当廉売で注意等を受けている貴社におかれましても、このガソリン不当廉売ガイドラインを踏まえた適切な行動を探っていただくことにより、不当廉売の未然防止に努めていただきますようお願いいたします。

◇本件に関するお問い合わせ先

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部取引企画課：03-3581-3371